令和　　年　　月　　日

保護者 様

　　年　　組　氏名　　さん

新潟県立吉田高等学校長

学校感染症による出席停止について（お知らせ）

お子さんの病気は学校保健安全法施行規則により、出席停止期間の基準が定められています。この間はほかの人に感染させる恐れがあるため、登校することができません。（ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときはその限りではありません。）なお、該当すると思われる病気を〇で囲んであります。

1　学校において予防すべき主な感染症

（1） インフルエンザ：発症した後５日を経過し、かつ、解熱後２日を経過するまで
　　（インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、別様式の療養解除届にてご報告ください。）
（2） 百日咳：特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
（3） 麻疹：解熱後３日を経過するまで
（4） 流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
（5） 風疹：発疹が消失するまで
（6） 水痘：すべての発疹が痂皮化されるまで
（7） 咽頭結膜熱：主要症状が消退した後２日を経過するまで
（8） 結核：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
（9） 髄膜炎菌性髄膜炎：　　〃
(10) 感染性胃腸炎：　　〃
(11) その他（　　）

2　登校する場合は、必ず医師の診察を受け医師から登校許可証明書に記入してもらってください。

3　出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。

※切り取らずにご提出ください

登　校　許　可　証　明　書

診　断　名　（　　）

出席停止期間　　月　　日　から　　月　　日　まで

上記の感染症は、他の生徒に感染のおそれがないと認められますので登校して差し支えありません。

令和　　年　　月　　日

医療機関名

又は医師名　　印